

※この法令は廃止されています。
昭和二十八年法律第二百五十二条

農業機械化促進法

目次

| | | | | |
|------------------|---|----------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 第一次 総則（第一条～第五条） | 第一章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入（第五条の二～第五条の八） | 第三章 農機具の検査（第六条～第十五条） | 第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務（第十六条） | 第五章 罰則（第十七条～第十九条） |
| 附則 第一章 総則 | | | | |

（目的）

この法律は、農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「農機具」とは、耕耘整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家きんの飼養管理、収穫、調製加工その他の農作業（これに附隨する作業を含む。以下同じ。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいいう。

この法律において、「高性能農業機械」ととは、農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。

第三条 この法律において、「高性能農業機械等」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農業を効率的に行うのに必要な性状を有することによつて農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械適応農業資材をいう。

（農業機械化を促進する義務）

第三条 国又は都道府県は、この法律で定めるもの之外、農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配意しなければならない。

（融資）

国は、農業を営む者が農機具を導入し又是農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

（国の援助）

国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

（都道府県の導入計画）

第五条 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（第五条の二）農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入）

（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）

第五条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

導入計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（第一項）農業機械の導入に関する目標

（第二項）農業機械の導入に関する目標

（第三項）農業機械の導入に関する目標

（第四項）農業機械の導入に関する目標

（第五項）農業機械の導入に関する目標

進する必要がある農業機械で政令で定めるものを行う。以下同じ。）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行なうための実用化促進計画の認定

（実用化促進計画の認定）

（第五条の五）基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者（基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画（以下「実用化促進計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適當である旨の認定を受けること

ができる。

実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業の額及びその調達方法

三 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（実用化促進計画の変更等）

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

行うに当たつては、導入計画の達成に資するところなるよう努めるものとする。

（実用化促進計画の認定）

（第五条の五）基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者（基本方

針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を

実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計

画（以下「実用化促進計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適當である旨の認定を受けること

ができる。

実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業の額及びその調達方法

三 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（実用化促進計画の変更等）

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者（その

者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定

事業者」という。）は、当該認定に係る実用化

促進計画を変更しようとするときは、農林水產

大臣の認定を受けなければならない。

農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実

用化促進計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定

計画」という。）に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、そ

の認定を取り消すことができる。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認

定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)
第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 農機具の検査

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

第七条 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という)とする。

第八条 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(型式検査)

第七条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者(本邦内に住所又は居所(法人にあつては、営業所。以下同じ。)を有しない者を含む。以下「依頼者」という。)が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易(以下「性能等」という。)について行うものとする。

3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定める。

4 農林水産大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されるものでなければならない。(依頼の手続)

第六条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。(検査成績)

第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第

七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

農機具の型式についての報告を受けたときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

農機具の型式による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内(本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内)に、農林水産大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

(検査合格証票の添附)

第九条 依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人(これらの者から当該型式の農機具の製造、販売等の事業に係る當業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。)は、当該型式の農機具に型式検査に合格したことと示す証票(以下「検査合格証票」という。)を附することができる。この場合には、当該農機具に、農林水産大臣の定める方法により、当該型式の農機具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。

第十条 農林水産大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

2 検査合格証票の様式は、農林水産大臣が定めて公示する。

3 検査合格証票の様式は、農林水産大臣が定めた場合に、請求に係る第八条の二第一項の検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合は当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査成績表又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合は当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内に対し、当該証票を附することができる。当該証票を附することができる期間内に、その検査に供した農機具の型式につき、第九条第一項の規定による検査成績表の添付をすることができない。

3 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

なければ、当該型式の農機具につき、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

第十条の二 農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附する場合に限り検査成績表を添付することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

(名称等の変更の届出等)

第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内(本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内)に、農林水産大臣に對し書面でこれを申し出ることができる。第一項の規定により検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割(当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継するものに限る。)をした場合には、当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付求めなければならない。

（事後検査）
第十一條 農林水産大臣は、必要があると認める場合に、検査合格証票を附した農機具につき、隨時、事後検査を行なうことができる。
常勤職員を含む。(以下同じ。)をして第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者(第四項に規定する者を除く。)の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具若しくはその部品を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出させることができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるととき、農機具を指定する場所に提出させるとときは、その職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)をして第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者(第四項に規定する者を除く。)の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具若しくはその部品を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出させるとともに、その事項が第八条の二第一項の規定による検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これららの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

農林水産大臣は、事後検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを関係人に呈示しなければならない。

(第十二条)

農林水産大臣は、事後検査の結果、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。
農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附した農機具につき、型式検査の合格の決定を取り消すことができる。
農林水産大臣は、前項の規定による処分をし、農機具に係る第八条の二第一項の検査成績表の交付を認めるとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合は当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合は当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
3 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(検査合格証票等の表示に関する制限)

第十二条の二 何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることができる場合を除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るもの販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(審査請求の処理)

第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から六十日以内に裁決をし、これを審査請求人に通知しなければならない。

前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にならなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(意見聴取)

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聽かなければならぬ。

一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。

二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。

三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。

四 前条第一項の規定により審査請求に対する裁決をするとき。

(報告の徴収)

第十五条 農林水産大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定

め、又は同条第三項の規定により型式検査の実施方法若しくは基準を定め若しくは変更するため必要があるときは、農機具の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その製造、輸入又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に関する必要な報告を求めることができる。

第十六条の三 この章に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。(権限の委任)

(農林水産省令への委任)

第十五条 この章に規定するもののほか、型式検査の手続その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

研究機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

一 農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。

二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。

四 型式検査の実施等第三章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。

五 農機具の鑑定を行うこと。

六 第一号及び第三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前項第一号に掲げる業務(高性能農業機械の開発に関するものに限る。)及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従つて行うものとす

る。

(第五章 罰則)

第十七条 第十二条の二 第十二条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十二条の二 第十二条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定めることとする。

附則 (昭和三七年四月三〇日法律第九号)抄

1 この法律の施行期日は、昭和三十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月一五日法律第一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月一五日法律第一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月一五日法律第一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月一五日法律第一号)抄

不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年六月二一日法律第一号)抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定めることとする。

附則 (昭和五三年七月五日法律第八七号)抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において政令で定めることとする。

附則 (昭和五八年五月二五日法律第五号)抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年六月一〇日法律第八二号)抄

